



婚姻等を機に転居をし、新生活をスタートさせた世帯へ 助成金を交付します!

婚姻又はパートナーシップ宣誓を機に双方が転居をし、新生活を開始した世帯に対し、経済的負担を支援するための助成金を交付します。

1 助成対象世帯 ※いずれにも該当する世帯が条件となります。

- (1) 婚姻等をし、渋川市内に住民登録があること。
- (2) 申請日における婚姻等当該者双方の年齢が、40歳未満であること。
- (3) 婚姻日等の前後6か月の間に、転居届又は転入届による住所異動を行った二人の世帯員、又は当該二人のいずれかが扶養義務を負う子を加えた世帯員のみにより、渋川市内の住宅等（※）において、新生活を開始していること。
- (4) 婚姻日等から6か月を経過していないこと。
- (5) 市区町村税（前年度の市区町村民税賦課期日に住民登録をしていた市区町村のもの）を滞納していないこと。
- (6) 申請年度において、「渋川市移住者住宅支援事業助成金」及び「渋川市移住支援金」の交付を受けていないこと。
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者でないこと。
- (8) 渋川市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は第1号に規定する暴力団、これに類する暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる団体の構成員若しくはこれらに関係する者でないこと。
- (9) 過去に「渋川市移住定住新生活応援事業助成金」及び「渋川市新生活応援事業助成金」の交付を受けていないこと。

※「婚姻日等」とは、婚姻により戸籍上の夫婦関係となった日またはパートナーシップ宣誓をしたカップルがパートナーシップ宣誓書の受領証を交付された日をいう。

※「住宅等」とは、工事請負契約若しくは売買契約により取得した住宅又は賃貸借契約により借り受けた住宅をいう。ただし、別荘や売買等営利を目的とする建物のほか、2親等以内の親族からの売買契約若しくは賃貸借契約による建物の場合を除く。

2 助成額 10万円

3 申込受付開始

令和7年4月1日（火）から（予算に達した時点で終了となります。）

～ 申請方法については裏面をご覧ください ～

4 申請時の提出書類

助成金の交付を受けようとする人は、次の書類を渋川市役所市民協働推進課窓口まで提出してください。

また、市町村が発行する書類は**原本**かつ発行から**3ヶ月以内のもの**をご用意ください。

【提出書類】

- ① 助成金交付申請書 **〔※注1〕**
- ② 戸籍謄本 全部事項証明書（原本）若しくはパートナーシップ宣誓書受領証の写し
- ③ 住民票の写し（**原本かつ世帯全員及び続柄の表示があるもの**）
- ④ 前年度市区町村民税の賦課期日に住民登録をしていた市区町村が発行する、婚姻等当該者双方の、市区町村税の未納額がないことの証明書（完納証明書）又は賦課されていないことの証明書（非課税証明書等）（原本）**〔※注2〕**
- ⑤ 令和6年1月2日以降に渋川市に転入した者がいる場合は、該当者の住民票の除票又は戸籍の附票（完納証明書等の発行自治体に住民登録をしていたことの確認のため）
- ⑤ 賃貸借契約書、工事請負契約書又は売買契約書の写し（申請者が契約者であること）
- ⑥ その他（市長が必要と認める書類）

〔※注1〕 渋川市ホームページ又は渋川市役所市民協働推進課窓口（本庁舎2階）にあります。

〔※注2〕 前年度市区町村民税の賦課期日（令和6年1月1日）に住民登録していた市区町村のもの。

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、市区町村税の滞納がないことの証明書（最新の納税証明書など）を提出してください。



《 問い合わせ先 》
渋川市役所市民協働推進課
（本庁舎2階）

☎ 0279-22-2401（直通）